

的に見直すことを前提にすべきである。また、税負担においては、累進税制を堅持し、担税力に応じた公平な負担とすべきである。しかし、二〇〇三年度税制改正大綱は、大企業・金持ち優遇減税をする一方で、戦後初の本格的所得増税などで多くの国民に負担を求める大衆増税である。大衆増税は、目下の深刻なデフレ状況を決定的な事態に陥らせることは明白である。GDP(国内総生産)の六割を占める個人消費の拡大こそデフレ対策で求められている。国民に痛みを求めるのではなく、大衆減税、雇用不安の解消、社会保障の確立による生活不安の払拭が求められている。については、次の事項について実現を図られたい。

一、外形標準課税制度は将来にわたって中小零細企業に適用しないこと。

第一一五六号 平成十五年三月二十五日受理
中小零細企業への外形標準課税制度の適用反対に関する請願

請願者 京都市南区西九条高島町三八ノ一
五 滝山茂男 外千二百五十一名
紹介議員 井上 哲士君
この請願の趣旨は、第一一五五号と同じである。

第一一五七号 平成十五年三月二十五日受理
中小零細企業への外形標準課税制度の適用反対に関する請願

請願者 東京都西東京市保谷町三ノ二三ノ四
石毛甲一 外千二百五十一名
紹介議員 井上 美代君
この請願の趣旨は、第一一五五号と同じである。

第一一五八号 平成十五年三月二十五日受理
中小零細企業への外形標準課税制度の適用反対に関する請願

請願者 京都市南区吉祥院中島町三〇ノ四
大西寿一 外千二百五十一名
紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第一一五五号と同じである。
第一一五九号 平成十五年三月二十五日受理
中小零細企業への外形標準課税制度の適用反対に関する請願

請願者 東京都東久留米市滝山六ノ三ノ八
ノ五〇五 鴻野昭人 外千二百五十一名
紹介議員 岩佐 恵美君
この請願の趣旨は、第一一五五号と同じである。

第一一六〇号 平成十五年三月二十五日受理
中小零細企業への外形標準課税制度の適用反対に関する請願

請願者 東京都新宿区西落合一ノ二九ノ二
四 上地彩子 外千二百五十一名
紹介議員 緒方 靖夫君
この請願の趣旨は、第一一五五号と同じである。

第一一六一号 平成十五年三月二十五日受理
中小零細企業への外形標準課税制度の適用反対に関する請願

請願者 大阪府高槻市牧田町一五ノ一ノA
ノ三〇 松田正夫 外千二百五十一名
紹介議員 大沢 辰美君
この請願の趣旨は、第一一五五号と同じである。

第一一六二号 平成十五年三月二十五日受理
中小零細企業への外形標準課税制度の適用反対に関する請願

請願者 青森県弘前市大字田園一ノ四ノ一
四 福士春夫 外千二百五十一名
紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第一一五五号と同じである。

第一一六三号 平成十五年三月二十五日受理
中小零細企業への外形標準課税制度の適用反対に関する請願

請願者 東京都世田谷区若林一ノ四一ノ三
萩原一雄 外千二百五十一名
紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第一一五五号と同じである。

第一一六四号 平成十五年三月二十五日受理
中小零細企業への外形標準課税制度の適用反対に関する請願

請願者 千葉県鎌ヶ谷市富岡三ノ四ノ一三
高橋一男 外千二百五十一名
紹介議員 小泉 親司君
この請願の趣旨は、第一一五五号と同じである。

第一一六五号 平成十五年三月二十五日受理
中小零細企業への外形標準課税制度の適用反対に関する請願

請願者 千葉県柏市旭町七ノ四ノ四五 黒
沢孝行 外千二百五十一名
紹介議員 大門実紀史君
この請願の趣旨は、第一一五五号と同じである。

第一一六六号 平成十五年三月二十五日受理
中小零細企業への外形標準課税制度の適用反対に関する請願

請願者 埼玉県新座市石神三ノ一〇ノ二八
加納芳昭 外千二百五十一名
紹介議員 富樫 練三君
この請願の趣旨は、第一一五五号と同じである。

第一一六七号 平成十五年三月二十五日受理
中小零細企業への外形標準課税制度の適用反対に関する請願

請願者 京都府宇治市伊勢田町砂田六四
柴山美奈子 外千二百五十一名
紹介議員 西山登紀子君
この請願の趣旨は、第一一五五号と同じである。

第一一六八号 平成十五年三月二十五日受理
中小零細企業への外形標準課税制度の適用反対に関する請願

請願者 福岡県大牟田市宮原町二ノ二〇九
栗原龍二 外千二百五十一名
紹介議員 畑野 君枝君
この請願の趣旨は、第一一五五号と同じである。

第一一六九号 平成十五年三月二十五日受理
中小零細企業への外形標準課税制度の適用反対に関する請願

請願者 大阪府守口市菊水通三ノ一〇ノ九
川上智子 外千二百五十一名
紹介議員 八田ひろ子君
この請願の趣旨は、第一一五五号と同じである。

第一一七〇号 平成十五年三月二十五日受理
中小零細企業への外形標準課税制度の適用反対に関する請願

請願者 京都府八幡市美濃山御幸八ノ四
中村勇 外千二百五十一名
紹介議員 林 紀子君
この請願の趣旨は、第一一五五号と同じである。

第一一七一号 平成十五年三月二十五日受理
中小零細企業への外形標準課税制度の適用反対に関する請願

請願者 香川県高松市岡本町六四ノ七 細
川章三 外千二百五十一名
紹介議員 筆坂 秀世君
この請願の趣旨は、第一一五五号と同じである。

第一一七二号 平成十五年三月二十五日受理
中小零細企業への外形標準課税制度の適用反対に関する請願

請願者 大阪市旭区新森四ノ六ノ三 濱田
岩夫 外千二百五十一名
紹介議員 宮本 岳志君
この請願の趣旨は、第一一五五号と同じである。

第一一七三号 平成十五年三月二十五日受理
中小零細企業への外形標準課税制度の適用反対に関する請願

請願者 徳島市西新町五ノ三 山口弘美
外千二百五十一名

紹介議員 吉岡 吉典君

この請願の趣旨は、第一一五五号と同じである。

第一一七四号 平成十五年三月二十五日受理

中小零細企業への外形標準課税制度の適用反対に
関する請願

請願者 茨城県鹿島郡神栖町神栖一ノ一四
ノ二四 細川義雄 外千二百五十
一名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第一一五五号と同じである。

第一一七五号 平成十五年三月二十五日受理

中小零細企業への外形標準課税制度の適用反対に
関する請願

請願者 山口県吉敷郡小郡町大字下郷五四
七ノ四 秋本信二 外四千三百七
名

紹介議員 大田 昌秀君

この請願の趣旨は、第一一五五号と同じである。

第一一七六号 平成十五年三月二十五日受理

中小零細企業への外形標準課税制度の適用反対に
関する請願

請願者 東京都墨田区石原三ノ五ノ八 鷺
尾香子 外四千九百九十九名

紹介議員 大脇 雅子君

この請願の趣旨は、第一一五五号と同じである。

第一一七七号 平成十五年三月二十五日受理

中小零細企業への外形標準課税制度の適用反対に
関する請願

請願者 神戸市東灘区住吉台六ノ一二ノ一
〇五 松尾幸子 外二千四百九十
九名

紹介議員 又市 征治君

この請願の趣旨は、第一一五五号と同じである。

第一三三二号 平成十五年三月二十六日受理

法人事業税に一律外形標準課税を導入しないこと
に関する請願

請願者 東京都三鷹市中原三ノ一ノ五
酒井浩治 外一名

紹介議員 大淵 絹子君

この請願の趣旨は、第五三〇号と同じである。

第一三三七号 平成十五年三月二十六日受理

中小零細企業への外形標準課税制度の適用反対に
関する請願

請願者 兵庫県加古川市野口町北野八四七
ノ八 小倉一恵 外六千七百八十
三名

紹介議員 淵上 貞雄君

この請願の趣旨は、第一一五五号と同じである。

第一三三八号 平成十五年三月二十六日受理

中小零細企業への外形標準課税制度の適用反対に
関する請願

請願者 岡山県英田郡英田町尾谷二二六
小林由美子 外二千四百九十九名

紹介議員 又市 征治君

この請願の趣旨は、第一一五五号と同じである。

第一三五〇号 平成十五年三月二十七日受理

中小零細企業への外形標準課税制度の適用反対に
関する請願

請願者 宮城県亘理郡亘理町荒浜字隈崎一
〇九 大村敏雄 外四千六百八十
四名

紹介議員 福島 瑞穂君

この請願の趣旨は、第一一五五号と同じである。

第一三五一号 平成十五年三月二十七日受理

中小零細企業への外形標準課税制度の適用反対に
関する請願

請願者 兵庫県加古川市平岡町山之五五
七ノ一 小西英男 外二万四千六
百四十五名

紹介議員 平野 達男君

この請願の趣旨は、第一一五五号と同じである。

第一四一八号 平成十五年三月二十七日受理

中小零細法人に大増税となる一律外形標準課税導
入の中止に関する請願

請願者 埼玉県春日部市谷原一ノ一ノ四
ノ四〇四 岡田孝夫 外二千七百
十三名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第六三六号と同じである。

第一四一九号 平成十五年三月二十七日受理

中小零細法人に大増税となる一律外形標準課税導
入の中止に関する請願

請願者 埼玉県加須市久下一ノ一二ノ四
野本武司 外二千六百六十八名

紹介議員 池田 幹幸君

この請願の趣旨は、第六三六号と同じである。

第一四二〇号 平成十五年三月二十七日受理

中小零細法人に大増税となる一律外形標準課税導
入の中止に関する請願

請願者 埼玉県熊谷市大字中奈良二、一九
五ノ三 市川昌男 外二千六百十
八名

紹介議員 宮本 岳志君

この請願の趣旨は、第六三六号と同じである。

第一四二一号 平成十五年三月二十七日受理

中小零細法人に大増税となる一律外形標準課税導
入の中止に関する請願

請願者 埼玉県大里郡寄居町用土二、五四
四ノ四 茂木繁 外二千六百十八
名

紹介議員 八田ひろ子君

この請願の趣旨は、第六三六号と同じである。

第一四二二号 平成十五年三月二十七日受理

中小零細法人に大増税となる一律外形標準課税導
入の中止に関する請願

請願者 埼玉県比企郡川島町上伊草一、七
〇三ノ一 森島年春 外二千六百
十八名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第六三六号と同じである。

第一四二三号 平成十五年三月二十七日受理

中小零細法人に大増税となる一律外形標準課税導
入の中止に関する請願

請願者 埼玉県川越市木野目二三〇ノ一五
松井大晟 外二千六百六十八名

紹介議員 富樫 練三君

この請願の趣旨は、第六三六号と同じである。

四月十一日本委員会に左の案件が付託された。

一、日本郵政公社法の一部を改正する法律案

日本郵政公社法の一部を改正する法律案

日本郵政公社法(平成十四年法律第九十七号)の

一部を次のように改正する。

第四十一条第九号の次に次の一号を加える。

九の二 コール資金の貸付け

第四十一条第十号ただし書中「第四号から前号
までに」を「次に」に改め、同号に次のように加え
る。

イ 第四号から前号までに掲げる方法

ロ 投資顧問業者(有価証券に係る投資顧問
業の規制等に関する法律(昭和六十一年法
律第七十四号)第二条第三項に規定する者
をいう。)との投資一任契約(同条第四項に
規定する契約をいい、同項に規定する投資
判断の全部を一任することを内容とするも
のに限る。)の締結

第四十四条第二号及び第四十六条第三号中「第

四十一条第五号」の下に「及び第九号の二」を加える。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第八号中正誤

ページ 段 行 誤

正

二四 二 終わり 民法 民法